

## 色々なお金と税金

「年末ジャンボ宝くじ」や「toto BIG」などを購入した人は当選発表までの期間に「当たったら何に使おうかな～」なんて考えている人が多いと思います。考えている間はわくわくしますが現実なかなか当たりません…。

当たったら「何を買おうか」と考えたことがある人は多いと思いますが「税金はいくらかかるのかな？」と考える人は少ないかもしれません。

結論から言うと宝くじの配当金に税金はかかりません。実は購入額の中に税金が含まれているため配当金を非課税で受取ることができます。

株や投資信託で儲けが出た場合「申告分離課税」として利益の約20% (20.315%) が税金として徴収されます。仮に100万円の利益が出れば約20万円の税金がかかります。(NISAなどは税金の優遇があります)

競馬や競輪、ポートレースなどで儲かったお金については「一時所得」として課税対象になります。一時所得は50万円以上利益が出た場合に課税対象になります。なので税金がかからない場合の方が多いのですが50万円以上の利益が出た場合には確定申告が必要になります。平均的な年収の方が競馬で100万円儲かった場合おおよそ2~3万円程度の税金がかかります。1億円儲かった場合の税金は2000万円程度になります。

積立型の保険を解約して利益が出た場合も「一時所得」の対象になります。これも競馬などと同じで50万円以上の利益が出た場合に課税対象となります。

医療保険やがん保険で給付金をもらった場合は保険の対象者(被保険者)が受け取る場合は非課税となります。(契約形態によっては例外も)

賢い人はいろいろな税金の種類を使って節税をすることもあります。相続税などは特に効果が大きくなります。疑問などあればご相談ください。

*注: 基本的な仕組みでありケースによって上記とは異なることもあります。*

全駐労提携保険代理店 株式会社ミライエ

〒196-0022 東京都昭島市中神町 1183-2 1F

TEL 042-545-5681 FAX 042-545-5724

文字山 渉 (もんじやまわたる)

ホームページはこちら →

